

登録商標「LIGHTING SOLUTION」商標権侵害差止等請求事件：
大阪地裁平成28(ワ)9753・平成30年8月28日(21民部)判決<請求一部認容>

【キーワード】

商標の類似(外観・称呼・観念)、出所の混同、商品・役務の類似性、顧客吸引力、商品型式名(法26条1項6号)、損害額(0.1%)

【主 文】

- 1 被告は、LED照明器具に関する広告及び取引書類に、別紙被告標章目録1記載の標章を付し、又は、別紙被告標章目録1記載の標章を付したLED照明器具の広告を展示し、あるいは頒布してはならない。
- 2 被告は、LED照明器具に関する広告を内容とする情報に、別紙被告標章目録1記載の標章を付して、電磁的方法により表示してはならない。
- 3 被告は、被告が製造、販売する画像処理用LED照明装置の商品カタログから、別紙被告標章目録1記載の標章を削除せよ。
- 4 被告は、原告に対し、148万7377円及びこれに対する平成30年1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを5分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。
- 7 この判決は、第4項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は、原告が商標権を有している各登録商標について、被告(日進電子工業株式会社)が、これらと同一又は類似する標章を商標として使用しており、これは原告の商標権の侵害にあたりと主張して、商標法36条1項及び2項、同法38条2項及び3項並びに民法703条に基づき、その使用の差止め等を求め、損害賠償及び不当利得の返還を請求した事案である。

なお、原告は、①別紙登録商標目録1記載の商標(以下「本件商標1」という。)の使用につき、平成23年9月1日から平成25年10月31日までの期間の不当利得の返還及び同年11月1日から平成29年7月31日までの期間の不法行為に基づく損害賠償(商標法38条3項)並びにこれらに対する平成30年1月23日(原告第5準備書面を陳述した第8回弁論準備手続期日)から支払済みまでの遅延損害金の支払を、②別紙登録商標目録2の1ないし6記載の各商標(以下、同目録の記載に従いそれぞれ「本件商標2の1」等といい、総称として「本件商標2」という。)の使用につき、平成18年11月1日から平成25年10月31日までの期間の不当利得の返還及びこれに対する平成30年1月23日から支払済みまでの遅延損害金の支払並びに平成25年11月1日から平成29年7月31日までの期間の不法行為に基づく損害賠償(商標法38条

2項)及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めるものである。

1 前提事実(当事者間に争いのない事実又は後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) **当事者(甲1,乙4。書証は枝番を含む。以下同じ。)**

原告(シーシーエス株式会社)は、平成5年10月に設立された、製造物の生産・検査・観察用途の照明機器の開発、製造及び販売等を目的とする株式会社である。

被告(日進電子工業株式会社)は、昭和40年4月に設立され、昭和50年5月に株式会社に改組された、一般電子通信用計測器の製造及び販売等を目的とする株式会社である。

(2) **原告の登録商標(甲3,4)**

原告は、本件商標1及び本件商標2の登録商標権者である。本件商標1及び2の出願日、登録日、指定商品等は、前記登録商標目録各記載のとおりである。

(3) **被告の使用する標章(甲5,6)**

被告は、別紙被告標章目録1記載の標章(以下「被告標章1」という。)を、被告が製造、販売する画像処理用LED照明装置(以下「被告商品」という。)の平成27年12月版商品カタログの表紙及び裏表紙に付して使用している。

被告は、その製造、販売する被告商品の一部の型式に、別紙被告標章目録2の1-1-1ないし1-1-6記載の標章(「LDR」で始まるもの。以下「被告標章2の1」という。)、同じく2-1-1ないし2-2-4記載の標章(「LDL」で始まるもの。以下「被告標章2の2」という。)、同じく3-1-1ないし3-2-4記載の標章(「LFR」で始まるもの。以下「被告標章2の3」という。)、同じく4-1ないし4-4記載の標章(「LFL」で始まるもの。以下「被告標章2の4」という。)、同じく5-1ないし5-11記載の標章(「LFV」で始まるもの。以下「被告標章2の5」という。)及び同じく6記載の標章(LDM-70RS-RGB。以下「被告標章2の6」という。)を使用し、被告商品を案内、宣伝するカタログ及びウェブサイト、これを掲載している。

2 争点

- (1) 被告標章1は本件商標1と類似するか
- (2) 被告標章1は、商標として使用されていないと認められるか
- (3) 被告標章2は本件商標2と類似するか
- (4) 被告標章2は、商標として使用されていないと認められるか
- (5) 原告による本件商標1及び2に係る商標権の行使は権利濫用にあたるか
- (6) 損害及び不当利得の額(以下、合わせて「損害額」という。)

【判 断】

1 当事者等（前記第2の1前提事実，甲1，2，20～22，乙4，46，弁論の全趣旨）

(1) 原告

原告は，平成5年10月6日に設立された，画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発，製造，販売等を事業内容とする，資本金4億6215万円の株式会社である。原告は，平成6年に超高輝度LEDフラット照明装置及び超高輝度LEDリング照明装置の開発，販売を行い，平成7年に，LED白色照明装置の開発を行った。

原告は，遅くとも平成14年以降，画像処理用LED照明装置の国内市場において，一位のシェアを占めており，平成24年，平成26年の統計では，同装置の世界市場，国内市場において，数量ベース，金額ベースの双方で，一位のシェアを占めている（同年の国内売り上げは約43億5000万円）。

(2) 被告

被告は，昭和40年4月に日新電子研究所の名で設立され，昭和43年に有限会社に，昭和50年5月に株式会社に改組された，計測用・工業用ストロボ装置，工業用照明装置の製造販売を事業内容とする資本金3500万円の株式会社である。

被告は，昭和45年にデジタル表示式ストロボスコープを開発するなど，工業用ストロボ装置の開発，製造を当初の主たる事業としていたが，平成8年10月より画像処理用LED照明装置の製造・販売を行うようになった。被告は，現在も，LED照明装置以外に，ストロボ装置，ストロボスコープ等の製造，販売を行っている。

(3) 画像処理用LED照明装置

原告，被告が製造，販売する画像処理用LED照明装置は，製造業等の事業者が製品等の外観や瑕疵の検査，印字の検査等を行う画像検査処理システムに光源として用いるものであり，一個数万円ないし数十万円の価格設定がされており，電源装置，コントローラー等も併せ販売されていることから，一般家庭で購入，使用することは予定されていない。

2 争点(1)（被告標章1は本件商標1と類似するか）について

(1) 外観・呼称・観念の類似

本件商標1は，「LIGHTING SOLUTION」という文字列が横並びに配置されており，これから生ずる呼称は「ライティングソリューション」である。また，本件商標1に使用されている欧文字はすべて大文字の活字体で，薄い水色に濃い青色の縁取りがある。

一方，被告標章1は，「LED」という文字の右横の上段に「画像処理用LED照明装置」，下段に「LIGHTING SOLUTION」という文字列が配置されており，これらから生ずる呼称は「エリーディ ガゾウショリヨウエリーディショウメイソウチ ライティングソリューション」である。

また、被告標章1に使われている欧文字はすべて大文字の黒色の活字体で、文字の下に反転する形で薄い青系統の影の装飾が施されている。

ここで、被告標章1のうち、「LED」及び「画像処理用LED照明装置」という部分は、製品の種類を表す一般名称であって独自性がなく、本件カタログの内容を記載するものにすぎず、特に特徴のある字体や装飾もないため、出所識別機能があるとはいえない。

他方、「LIGHTING SOLUTION」の部分については、後述のとおり、ありふれた用語とはいえず、「照明に関する課題の解決方法」との観念を生じさせることから、本件カタログを目にした需要者は、この部分に注目すると考えられる。

そうすると、本件商標1は、被告標章1の「LIGHTING SOLUTION」の部分と対比すべきところ、両者は、同じ英単語の組み合わせであって、字体、色の系統も同一であるから外観は類似し、呼称も同一であり、一般に知られた「LIGHTING」、「SOLUTION」の英単語から生じる「照明に関する課題の解決方法」との観念を生じさせる点でも同一というべきである。

(2) 出所混同のおそれ

被告は、「LIGHTING SOLUTION」と同一又は極めて類似した表現をコピー又は惹句として使用している照明メーカーが複数あることを理由に、「LIGHTING SOLUTION」はありふれた表現であって、出所識別力は弱く、被告の名称等を併せて表示する以上、被告標章1を使用しても、出所混同のおそれは生じないと主張する。

しかしながら、「LIGHTING」あるいは「SOLUTION」という英単語の意味内容自体は一般的に知られているところであっても、両単語を組み合わせることが一般的であるとまではいえず、本件標章1には一定の創作性が認められるし、前記照明メーカーは、いずれも一般的な照明器具のメーカーであって、産業上利用されるLED照明装置のメーカーは含まれていない(乙16～25)。

また、原告が、遅くとも平成14年以降、画像処理用LED照明装置のトップメーカーであることは既に認定したとおりであるし、原告は、平成16年に発行したカタログ(甲24)の表紙及び本文中に、また平成20年から平成25年に作成した広告物(甲11)の表紙右上に、さらに平成28年版カタログ(甲7)の表紙中央部に、いずれも本件商標1と同一又は類似の文字列を使用しており、平成28年版カタログの本文中には「ライティングソリューション」とのカタカナ表記も記載している。

そうすると、画像処理用LED照明装置を案内する本件カタログに被告標章1を記載した場合、たとえ被告の名称等が併記されており、これを見る需要者が同装置を産業上利用することを予定するものであったとしても、需要者としては、登録された本件商標1との関係で、被告商品が原告に由来する、あるい

は原告と被告との間に何らかのつながりがあると誤認する可能性はあるものといわざるを得ない。

(3) 指定商品・役務の類似性

被告標章1が付されたカタログやウェブサイトは、「発光ダイオードを用いた照明器具」である被告商品に関連する物であるから、被告標章1は本件商標1の指定商品について使用されていると認められる。また、被告の「顧客のニーズに合わせて最適な照明環境と、そのための照明装置を提案する」という行為は、後記5(4)アの取引態様及び被告の顧客対応に鑑みれば被告の役務と捉えられるところ、これは「光の当て方に関する技術又は知識の教授」という本件商標1の指定役務と類似すると認められる。

(4) 争点(1)の結論

以上によれば、被告標章1は、本件商標1に類似するというべきである。

3 争点(2) (被告標章1は、商標として使用されていないと認められるか) について (商標法26条1項6号の抗弁)

被告は、被告標章1は、本件カタログに掲載された商品が照明に関する顧客の課題を解決するものであることを記述したものにすぎず、本件カタログの題号又は副題として使用されたものであって、被告商品の出所を認識し得る態様により使用されるものではないから、商標として使用するものではないとして、商標法26条1項6号の抗弁を主張する。

しかしながら、被告標章1のうち「LIGHTING SOLUTION」の部分については、前述のとおり、ありふれたものということではできず、一定の創作性が認められるコピー又は惹句であって、「照明に関する顧客の課題を解決する」との観念を生じさせることから、一定の顧客吸引力、品質保持機能を有すると認められるし、被告標章1の前記部分の記載の態様や内容から、これが本件カタログの内容を記述的に説明するにすぎないということもできない。

また、前記認定のとおり、本件商標1については、画像処理用LED照明装置のトップメーカーである原告が、一定期間カタログの表紙等に使用しているものであるから、少なくとも当業者の間では、原告の商品を示すものとして、一定の周知性を獲得したものと認められる。

以上によれば、被告標章1が、およそ出所を表示することのない態様で使用されていると認めることはできず、この点についての被告の主張は採用できない。

4 争点(5) (原告による本件標章1に係る商標権の行使は権利濫用にあたるか) について

本件商標1に出所識別機能が認められることは、前記2及び3で検討したとおりであり、商標法3条1項6号の無効事由は存在しない。

したがって、本件商標1の無効を理由に、原告の権利行使が権利濫用であって許されないとする被告の主張は、理由がない。

5 争点(4) (被告標章2は、商標として使用されていないと認められるか)について (商標法26条1項6号の抗弁)

被告は、被告標章2の各号は、商品の型式を示すものにすぎず、自他識別機能、出所表示機能を有しないから、商標として使用するものではない旨を主張するのに対し、原告はこれを争い、被告は先行する原告の商品に依拠して型番名を付しており、これに接した需要者が原告の商品と誤認するおそれがあるなど、被告標章2は、商標として使用されている旨主張するので、争点(4)について、まず判断する。

(1) 被告標章2の使用態様

ア 平成8年の被告カタログ (乙2)

被告が当初工業用ストロボ装置の開発、製造を主たる事業としていたが、平成8年10月に画像処理用LED照明装置の製造、販売を行うようになったことについては既に認定したとおりであり、この時点では赤色と白色の2つの発光色しかなく、同年12月の被告のカタログでは、赤色のものにはLで始まる以下の語頭部分が、白色のものにはWで始まる以下の語頭部分を使用され、これに外寸等を示す数字を加えたものが型式名として記載されたため、後の本件商標2の1(LDR)、同2の2(LDL)、同2の3(LFR)に相当する語頭部分が、既に使用されていたことになる。

LEDストロボ照明LSシリーズ

赤色ストロボリング型 LSR

白色ストロボリング型 WSR

赤色ストロボライン型 LSB

白色ストロボライン型 WSB

LEDストロボフラッシュ

赤色ストロボ直下式透過型 LST

白色ストロボ直下式透過型 WST

LED連続照明ライン照明シリーズ

赤色直接照射ライン型 LDL

赤色角形斜光照射型 LDL-Q

LED連続照明リング照明シリーズ

白色直接照射リング型 WDR

赤色直接照射リング型 LDR

赤色ロウ・アングルリング型 LDR-LA

赤色無影フラットリング型 LFR

赤色小型リング型 LDR

LED連続照明透過照明シリーズ

白色エッジライト式透過型 WTE

赤色エッジライト式透過型 LTE

白色直下式透過型 WTD

赤色直下式透過型 LTD

イ 平成11年の被告カタログ（乙13）

(ア) 平成11年11月の被告カタログでは、前記平成8年のカタログでは赤色のものしか存在しなかった型式（LDL, LDL-Q, LDR-LA, LFR）に白色のものが加えられ（WDL, WDL-Q, WDR-LA, WFR）, 平成8年のカタログでは存在しなかった型式として、新たに面発光落射型（LFV, WFV）, ドーム・面発光落射一体型（LMV, WMV）, 赤色薄型面発光透過照明型（LTU）, 無影ドーム型（LFM, WFM）, 直接ドーム型（LDM, WDM）, RGB3色照明シリーズ（LDR, RGBR-LA, LDM）が加えられ（LDB, WDBの型式名はLSL, WSLに変更された。）、後の本件商標2の5（LFV）及び同2の6（LDM）に相当する語頭部分を使用されている。

(イ) また、平成8年のカタログで存在したもの、及び平成11年で新たに追加されたものいずれについても、白色発光を示す語頭部分のWを、G, B又はIRに変更することで、発光色として緑色、青色、赤外850ナノメートルを選択できる旨が記載されている。

(ウ) このため、一例として直接照射リング型（DR）の場合、発光色によりLDR, WDR, GDR, BDR及びIRDRの語頭部分が存在し、34ミリから140ミリまで6種類の外径寸法が存在して、これだけでも多数の型式が存在することから、平成11年の被告のカタログでは、直接照射リング型は、ローアングル・リング型及び無影フラットリング型と共にリング照明シリーズに属するものとして紹介され、直接照射リング型としての特長は記載されるものの、LDR, あるいはWDRを語頭部分に持つ個別の型式については、特長等を宣伝されることなく、仕様の説明を示す一覧表の中に記載されるにとどまる。

ウ 平成15年16年の被告カタログ（乙15, 甲25）

(ア) 平成15年の被告カタログでは、従前にはなかった型式として、直接照射フラットリング型（LDR-FA, 本項では便宜、赤色光を選択した場合の語頭部分のみを示す。）、水平照射リング型（LDR-UA）, 角形斜光照射型（LDLS）, 無影ローアングル・リング型（LFR-LA）, 無影角形照射型（LFLS）, 間接照射ドーム型（LKM）, スポット照射型（LSP）, 小型スポット照射型（LMP）, LEDファイバー照明（LFP）といったものが加えられ、発光形式としてストロボが選択できるようになっている。

(イ) 平成16年の被告のカタログは、紫外発光が選択できるようになった点を除けば、平成15年のカタログとほぼ同じである。

(ウ) 平成15年、16年の被告のカタログでは、冒頭に、カタログ内における各商品の参照ページを示すインデックスページがあり（2ページ）、ここには、赤色を選択した場合のLから始まる語頭部分を含むシリーズ名（リン

グ型LDRシリーズ，ライン型LDLシリーズ等）16種が記載されている（電源装置は除く。）。

(エ) 他方，個々の商品の詳細を説明する参照ページでは，直接照射リング型を例にとると，参照ページの冒頭に，「画像処理用LED照明 直接照射照明 直接照射リング型」との日本語の名称が記載され，これについて商品の特長，機能等が紹介されており，語頭部分を含む型式名（LDR-40等）については，一覧表の中に記載されるにとどまる。また，平成15年，16年のカタログでは，赤以外の発光色（白，緑，青，赤外，紫外）については，語頭部分の冒頭を記号又は空白とした型式名が一覧表に記載され，需要者において，記号又は空白部分に発光色を示す記号（W，G，B，IR，UV）を補って型式名を完成する体裁となっている。

(オ) このため，平成15年，16年の被告のカタログにおいて，本件商標2の1ないし6に相当する記載は，カタログ冒頭のインデックスページと，発光色が赤色である商品を列挙した一覧表部分に存在するのみで，商品のシリーズの特長，機能等を説明する個所には使用されていない。

エ 本件カタログ（甲5）

(ア) 本件カタログは平成27年12月に作成され，被告が現在も使用しているものである。

(イ) 本件カタログの冒頭（2ページ以下）はインデックスページとなっており，被告商品を機能又は構造で大別し（直接照射照明以下の9グループ），総計47のシリーズに区分して，内容の詳細を示す参照ページの個所を示しているが，各シリーズの欄にはシリーズ名の日本語表記と欧文字によるシリーズ表記，及び商品の写真のみを記載している。

シリーズ名の日本語表記については，従前のカタログで使用されていたものを基本的に踏襲しており，欧文字によるシリーズ表記には，従前の型式名に使用されていた語頭部分から，発光色を示す文字を除いたものが使用されているため（DRシリーズ，DLシリーズ，FRシリーズ，FL-SHシリーズ，FVシリーズ等）従前のカタログとは異なり，インデックスページにおけるシリーズ名の欧文字表記には，本件標章2に相当する記載は原則として使用されていない（三色混合シリーズについては，発光色の選択ということがないため，型式名がそのままインデックスページにも使用され，被告標章2の1-6-1，同1-6-2，同6が記載されている。）。

(ウ) 個々の商品の詳細を説明する参照ページでは，最上部にいくつかのシリーズをまとめたグループ名（例「直接照射照明」）の記載があり，その下にシリーズ名の日本語（例「直接照射リング型」）とその特徴を表した英語（例「Ring Type」）が並び，その下にシリーズ名（例「DR SERIES」）が比較的大きな文字で表示されるが，ここでも，インデックスページと同様，語頭部分から発光色を除いたもの（例「DR」）が使用され，その下にシリーズの特長，照射構造が記載されている。

(エ) 次に、同シリーズに属する個々の型式の仕様書を示すページに移り、「外形寸法・仕様」という見出しの下に、シリーズの型式の読み方の説明があり、シリーズ名及びその次の「-」に続く数字（外径値等の例示）のみを表記した一般式が記載され、冒頭の空白に発光色を示す文字（L, W, G, B等）が入り、末尾に赤外線波長等が入ることが説明されている。

その次の型式の仕様の一覧表には、左から「発光色」、「型式」、「消費電力」の列のほか、シリーズにより「傾斜角」「LED数」等の列があり、型式名は、冒頭の1文字目を空白（□）にした一般式として記載されている。型式名の冒頭の空白に、赤色を示す「L」を挿入すると、本件カタログでは被告標章2の1-1-1ないし1-5-6、同2-1-1-1ないし2-1-1-22、同2-1-1-24ないし5-11が形成されるが、その実際の記載は存在せず、寸法図も、発光色が付加されない型式名で特定されている。

(オ) 発光色の選択のない三色混合シリーズについては、空白のない型式名が参照ページにも記載され、その結果、インデックスページと同様、被告標章2の1-6-1、同1-6-2、同6が実際に記載されている。

(カ) 本件カタログにおいては、被告の製造、販売するLED照明装置が、総計47の型又はシリーズに分けて紹介されており、その大部分において、発光色や寸法によってさらに細分化されることから、実際の型式名は極めて多数に上るが、従前のカタログとは異なり、赤色を選択した場合の「L」から始まる型式名は、本件カタログには実際には記載されておらず、被告標章2のうち、前記(オ)の3つだけが記載されている。

オ ウェブサイトの表示（甲6）

(ア) 被告のウェブサイトは、製品情報のページの左上には、被告の名称及びロゴマークが表示され、「製品情報 詳細」の見出しのもとに、シリーズ名が「直接照射照明 リング型 DRシリーズ」のように表示され、その下にそのシリーズの特長や用途の説明が記載されている。

(イ) 特長等の説明の下には、「仕様」という欄があり、「※ご希望の発光色をクリックしてください。型式が表示されます。」という説明の下に、6色の発光色を示す「タブ」が用意されており、「赤色」の「タブ」をクリックすると、「型式」列に、1文字目に「L」を加えた型式名（例「LDR-40」）及び外径、内径、消費電力等の仕様の詳細が表示されるため、DRシリーズ、DR-FAシリーズ、DR-FHシリーズ、DR-LAシリーズ、DR-UAシリーズ、DLシリーズ、DLシリーズスクエア型、DL-Sシリーズ、FRシリーズ、FR-LAシリーズ、FL-SHシリーズ、FVシリーズを表示するページで、仕様欄の「赤色」の「タブ」を選択すると、「型式」の列に、被告標章2の1-1-1ないし1-5-6、2-1-1-1ないし5-11が表示される。

また、「RGB3色照明 RGBシリーズ」の「仕様」欄のうち「3色リ

ング型」のタブをクリックすると、被告標章の2の1-6-1及び同1-6-2が表示され、「3色ドーム型」のタブをクリックすると、被告標章2の6が表示される。

(ウ) 以上のとおり、被告のウェブサイトにおいて、被告標章2が表示されるのは、上記(イ)記載のシリーズにおいて一定の「タブ」を選択した場合に限られ、多数存在するそれ以外の「タブ」を選択した場合に被告標章2が表示されることはないし、前記エ(イ)の47シリーズから上記(イ)記載のシリーズを除いて33シリーズでは、「タブ」の選択に関わりなく、被告標章2が表示されることはない。

カ 製品価格表

(ア) 被告が平成11年に発行した製品価格表(甲28)には、シリーズごとに被告製品の「型式」、「製品名」、「特徴」、「価格」が記載され、型式名として、赤色のものは「L」で始まる語頭部分が、白色のものは「W」で始まる語頭部分が使用されていたことから、「型式」欄の一部に、被告標章2の1-1-1, 1-1-3ないし1-1-6, 1-4-4, 1-4-6ないし1-4-9, 1-6-2, 2-1-1-11, 2-1-1-20, 3-1-1, 3-1-2, 5-1ないし5-5, 6が記載されている。

(イ) 被告が平成15年に発行した製品価格表(乙14)には、シリーズ名ごとに被告製品の名称や価格が記載され、「型式」欄の一部に、被告標章2の3-1-1ないし3-1-3, 5-1ないし5-5が記載されている。

(2) 原告における標章の使用(甲22, 24)

ア 平成6年の価格表

(ア) 原告が、平成6年に超高輝度LEDフラット照明装置等の開発、製造を行い、平成7年に白色LED照明装置の開発を行ったことは既に認定したとおりであるが、原告の平成6年8月20日付け価格表(甲22資料1)では、以下のグループ名ごとに製品をまとめ、グループごとに共通する以下の語頭部分を含む型式名を使用している(以下、LEDを使用した照明装置のみ記載する。)

超高輝度LEDフラット照明 LFL

LEDフラットリング照明 LFR

LEDリング無影照明 LKR

LEDダイレクトリング照明 LDR

LED.Jリング照明 LJR

LED顕微鏡用リング照明 LMR

LEDストロボリング照明 LSR

LED同軸照明 LV

LED同軸落射面照明 LFV

(イ) 上述のとおり、平成6年の時点で、後の本件商標2の1, 2の3, 2の4及び2の5に相当する語頭部分が型式名として使用されているが、後記平

成7年以降のカタログにあるような発光色の区別が一切存在しないことから、この時点では原告の製品の発光色はすべて赤であったと考えられ、語頭部分冒頭の「L」は、原告製品中の他の発光形式（冷陰極管、熱陰極管）と区別し、LEDによることを示すために付されたものと考えられる。

イ 平成7年の価格表

(ア) 原告の平成7年11月1日付け価格表（甲22資料2）には、前記平成6年の価格表には存在しなかった語頭部分を有する製品として、LEDストロボ面照明（LDS）、LEDダイレクト照明（LDL）及びLED四方向斜光照明（LDQ）が加わったほか、LEDダイレクトリング照明の製品の1つに、型式の末尾に「W」が加えられたものが登場し、これについては白色であることが明記されており、LED同軸照明の型式の末尾に「R」が加えられたものについては、赤色であることが明記されている。

(イ) 上述のとおり、平成7年の時点で、原告の価格表では、後の本件商標2の2に相当する語頭部分が使用される一方、発光色の違いは、語頭部分の文字ではなく、型式末尾の文字で表されていた。

ウ 平成10年の価格表

(ア) 原告の平成10年12月1日付け価格表（甲22資料3）では、従前の価格表には存在しなかった語頭部分を有する製品として、LEDドーム照明（LDM）、LED全方向照明（LAV）及びラインセンサー用均一照明（LND）が加わって、後に本件商標2の6に相当する語頭部分が使用されたほか、従前の価格表と異なり、語頭部分の冒頭が「L」ではない型式名を有する製品として、正方形型リング照明（SQR）、ロウアングルフラットリング照明（FPR）及びLED四方向面照明（FPQ）が加えられた。

(イ) また、平成10年の価格表では、従前の価格表に較べて、発光色の多様化、サイズの多様化がすすめられており、発光色として、基本の赤以外に、白、青、緑、赤外を選択できるシリーズが増えたが、上述のとおり、これらは型式名末尾のアルファベットにより区別された。

エ その後の使用、商標登録

(ア) 原告は、平成11年3月ころの製品ダイジェスト（甲22の資料5-1）、原告のウェブサイトにおける商品写真（甲10）、商品シリーズ別のパンフレット（甲11）、プレスリリース（甲12）、平成28年のカタログ（甲7）では、商品シリーズの日本語表記（リング照明等）や、型式名の語頭部分を中心とするシリーズ名の欧文字表記（LDR2等）を強調する形で、原告の商品の案内を行っている。

(イ) 原告は、平成16年4月12日に本件商標2の出願を行い、平成17年3月4日までに登録がなされ、同年4月5日までに公報の発行がなされた（甲4）。

(ウ) 原告の平成28年のカタログには、LED照明装置として53のシリーズが掲載されているが、本件商標2を介して被告標章2と抵触する関係にあ

るのは、そのうち10シリーズにとどまる。

(3) 同業他社の型式名（甲14～19，乙7～12）

ア 産業用LED照明装置を製造、販売する者は、原告、被告以外にも多数存在するが、これら同業他社においても、多数のシリーズ、発光色、及び寸法等を区別するため、日本語表記及び欧文字表記によるシリーズ名、発光色や寸法等を加えた型式名が使用されている。

イ 上記同業他社における欧文字表記によるシリーズ名及び型式名の作り方は、当然ながらそれぞれに異なっているが、一般的な傾向としては、各商品またはシリーズの特長、構造、機能を略記する日本語表記を考え、これに対応する英単語の頭文字（LEDはL、リングはR、ダイレクトはD、フラットはF、ローアングルはLA、ラインはL等）や会社名の頭文字を組み合わせる欧文字表記のシリーズ名を考え、これに発光色、寸法等を示す文字、数字を加えて型式名とすることが多い。

ウ なお、カタログ等において、型式名の一部に空欄を設けることでそのシリーズの型式名の一般式を示し、需要者が、その空白部に発光色や寸法等を示す文字、数字を補充して型式名を完成するという手法については、被告以外に少なくとも3社がこれを行っている（乙7，8，12）。

(4) 画像処理用LED照明装置の取引（甲22，29，乙46，63）

ア 画像処理用LED照明装置は、事業所において、製品の外観から状態を検査したり寸法を計測したりするための画像検査処理システムの一部品として使用するものであり、その主な需要者・取引者は、製造業を中心とした企業や研究機関等の団体（エンドユーザー）あるいはこれらエンドユーザーへの販売者である商社や画像処理システムのメーカー等であり、単価も数万円から数十万円であって、一般家庭で購入するようなものではない。

イ 各メーカーは、顧客に自らの商品の特徴や優位性を認知させるために、新商品の発表会、展示会への出展、業界誌への出稿、プレスリリース、ウェブサイト等において自己の商品の宣伝・広告を行うが、一般的なテレビや新聞等への広告出稿を行うことはしない（乙29～34）。

ウ 以上より、需要者において、画像処理用LED照明装置を購入するにあたって重視するのは、当該装置の機能、性能、仕様等が、自己が使用する画像処理装置に適合するか、画像検査の目的とする最適な画像を取得できるかであって、原告、被告共に機器の無料貸出しを行っていることから（甲24，26），実際に売買契約を締結するまでの間、テスト使用も含め、慎重な検討がなされるものと思われる。

(5) 被告標章2の識別力

上記(1)ないし(4)を前提に、被告標章2が自他識別力、出所識別力を有する態様で使用されているかにつき検討する。

ア 原告は、長年にわたり、本件商標2を、自らの商品のシリーズ名（全部もしくは一部）及び型式の一部として用い、カタログ（甲7）やウェブサイト

(甲10), パンフレット(甲11)ではシリーズ名を目立つ位置に表示し、さらにこれと関連付けるように、商品の機能や特長を記載している。また、プレスリリース(甲12), 取引先宛の送付書(甲13), 納品書や請求書等においても同シリーズ名を使用しているから(甲22), これに接する需要者は、本件商標2について、一定の顧客吸引力、出所表示力があるものとして認識すると解される。

しかしながら、被告標章2は、このような形では使用されていない。すなわち、被告が現在使用する本件カタログにおいて、被告標章2はそもそも表示されていないし、本件カタログ及びそれ以前のカタログを通覧しても、被告は、被告商品のシリーズの日本語表記(直接照射リング型等)と語頭部分から発光色を示す文字を除いたシリーズ名の欧文字表記(DRシリーズ等)を記載した上で、これに関連付ける形で当該シリーズの特長や利点を記載しているものであって、発光色を示す文字を付加した被告標章2に相当する記載については、製品の仕様の詳細を示す一覧表における型式名の一部として、あるいは製品の仕様及び価格を列挙した価格表における型式名の一部として表示されるにとどまる。

イ 上述したところによれば、被告標章2は、極めて多数の型式が存する被告商品の中にあつて、基本となる型式、発光色、寸法等を間違いなく発注、納品等し得るようにする型式名の一部として用いられていると解するのが相当であつて、商品の出所を表示したり、顧客を吸引したりする機能は、基本的に有しないと考えられる。

また、三色混合シリーズに属する商品については、被告標章2の1-6-1, 同1-6-2及び同6(LDR-130RGB-T, LDR-120RGB, LDM-70RS-RGB)が、カタログのインデックスページや詳細ページに直接記載されているが、これは同シリーズにおいては発光色の選択がなく、型式の種類自体が少ないことによるものであり、その長さや体裁から、型式名が記載されているものと理解し得る。

ウ 原告は、被告標章2に接した需要者は、それが付された商品を原告の商品と誤認するおそれがあり、被告標章2には、自他識別機能、出所識別機能があると主張する。

しかしながら、前記取引の実情に照らせば、被告商品の購入を検討する者は、カタログでもウェブサイトでも、シリーズ名の日本語表記や欧文字表記を参照しつつ、その機能や仕様について検討するところ、被告商品の特定の商品の購入を決め、発光色として赤色を選択した後に初めて、被告標章2を含む型式名に接するのであるから、この段階に至って商品が原告の物であると認識することは考えにくいし、赤色以外の発光色を選択して「W」「B」「G」等から始まる型式名に接すれば、原告の商品とは認識せず、赤色を選択して「L」から始まる型式名に接すれば、原告の商品と認識するというのも不合理な考えである。

エ 原告は、インターネット上の通信販売サイトにおける検索の結果に原告の商品と被告商品とが並んで表示されるため、出所混同のおそれがあると主張し、これを裏付ける証拠を提出する（甲29資料2-1～3）。

しかし、上記のような取引形態を考慮すれば、産業用LED照明の需要者が、インターネット上の通信販売サイトにおける特定の商品の型式名のみから出所を認識し、直ちに商品を購入するとは考えられない。

オ 原告は、原告の商品に付した本件商標2と、被告商品に付した被告標章2が多数一致するところ、同業他社との関係ではこのようなことは起こっておらず、被告が、本件商標2の顧客吸引力を利用するために、意図的にまねたとしか考えられないと主張する。

しかしながら、被告標章2における文字の使用は、Lが赤を表すことは特異であるものの、Rがリング、Dがダイレクト、Lがラインといった、原告や同業他社が採用するのと大差ない方法であるし、原告も被告も多数の商品シリーズ、型式を有しているところ、本訴訟の対象となったのはそのごく一部であって、原告の型式名の大部分を、被告が模倣したというような関係にはない。

前記認定したとおり、原告が若干先行するとはいえ、LED照明装置が開発された当初から、原告と被告は、相前後するように、順次型式を増やしてきており、被告標章2のうちの最も古いものは、原告が本件商標2を出願する相当以前から、現在まで約20年間にわたって使用されているものであり、被告に、原告が主張するような不正な意図があったと考えることは困難である。

(6) まとめ

以上検討したところを総合すると、被告標章2は、被告商品の内部でこれを区別するための型式名の一部として用いられており、商品の出所を識別し得る態様では使用されておらず、商標としては使用されていないと認められるから、商標法26条1項6号の抗弁が成立するので、他の争点について検討するまでもなく、本件商標2に基づく原告の請求は、理由がないということになる。

6 争点(6) (損害額) について

被告が被告標章1を使用したことによる原告の損害額、被告の不当利得について検討する。なお、本件商標1登録後の平成23年9月1日から平成29年7月31日までの被告の売上を算定の基礎とすることに争いはない。

(1) 損害の基礎となる金額

ア 被告商品の売上総額

被告における平成24年12月1日から平成25年10月31日までの被告商品の売上高は3億0191万5347円、同年11月1日から平成29年7月31日までの売上高は12億5406万9731円、合計15億5598万5078円であった（争いなし）。

(計算式) 301,915,347円 + 1,254,069,731円 = 1,555,985,078円

なお、原告は、平成23年9月1日から平成25年10月31日の間について不当利得の返還を請求するが、被告は、平成24年12月1日から平成25年10月31日までの間の売上高を開示し、その額は上記のとおり3億0191万5347円である。原告は、同額を平成23年9月1日から平成25年10月31日までの算定の基礎として認めた。

イ 被告標章2を付した商品の売上額

一方、被告商品のうち、被告標章2を付した被告商品1-1-1ないし6の、平成18年11月1日から平成25年10月31日までの売上高は4848万1830円、同年11月1日から平成29年7月31日までの売上高は2012万6460円、合計6860万8290円であった（争いなし）。

（計算式）48,481,830円+20,126,460円=68,608,290円

ウ 算定の基礎となる金額

そうすると、原告が算定の基礎として主張する、平成23年9月1日から平成29年7月31日までの「被告標章1固有の販売額」は、それぞれの期間につき上記アの額から上記イの額を控除し、平成23年9月1日から平成25年10月31日まで（不当利得返還請求がなされている期間）は2億5343万3517円、同年11月1日から平成29年7月31日まで（不法行為に基づく損害賠償請求がなされている期間）は12億3394万3271円、合計14億8737万6788円となる。（計算式）301,915,347円-48,481,830円=253,433,517円

1,254,069,731円-20,126,460円=1,233,943,271円

253,433,517円+1,233,943,271円=1,487,376,788円

(2) 使用料相当額

被告標章1は、本件カタログの比較的目的目立つ位置に掲載されているところ、顧客がこれに目にする可能性は高く、「照明の解決」という意味内容は、被告商品及び役務の特長を直接的に表すものであり、一定の顧客吸引力を有すると認められるが、照明装置のカタログに付すものとしては、常識的な発想の範囲内の言葉である。

一方で、前記5(4)のとおり、画像処理用LED照明装置の需要者・取引者が商品に求めるものは特定の機能や性能であり、一定期間の検討を経て購入の決定に至るのが一般的と考えられ、一般家庭用の商品でもないから、カタログに記載された文言が顧客を強く吸引したり、購入の有無に強く影響するということも考え難い。また、被告標章1は、平成27年の本件カタログには使用されているものの、従前のカタログ（平成8年、11年、15年、16年）には使用されておらず、価格表やウェブサイト、あるいは被告商品自体に付された事実もなく、被告標章1が、被告商品に関する惹句として、あるいは企業としての被告自体を需要者に印象付ける語句として、継続的に、あるいは広範囲に

使用されたとの事実を認めることはできない。

よって、上記認定した被告標章1の顧客吸引力の程度、被告標章1使用の態様を総合すると、被告標章1が被告の取引に影響した程度はゼロに近いというべきであるが、最低限商標権侵害を免れるために支払うべき許諾料相当額は、不法行為及び不当利得に基づく請求のいずれの期間においても、算定の基礎となる被告の売上高の0.1%と認めることが相当であるから、その額は148万7377円となる。

(計算式) 1,487,376,788円×0.1%=1,487,377円

7 差止めの必要性

被告は、本件カタログに被告標章1を付して頒布しているところ、これが商標権侵害であることを争っており、今後も被告標章1を付したカタログ等の広告や取引書類を展示・頒布したり、被告商品の広告を内容とする情報に被告標章1を付して電磁的方法により表示したりするおそれがあるから、その差止めと、本件カタログからの被告標章1の削除を命ずる必要がある。

8 結論

以上によれば、原告の本件商標1に基づく請求は、商標法36条1項、同条2項に基づき、被告標章1を付した広告の展示等の差止め及び取引書類からの同標章の削除を求め、並びに、①民法703条に基づき、不当利得金25万3434円及びこれに対する請求（被告が原告第5準備書面を受領した平成30年1月16日）の後の日である同月23日から、②民法709条、商標法38条3項に基づき、損害賠償金123万3943円（①との合計148万7377円）及びこれに対する不法行為後の日である同日から、それぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却し、本件商標2に基づく請求は、その余の点について検討するまでもなく、いずれも理由がないから棄却する。なお、主文第1項ないし第3項についての仮執行宣言は相当でないから、これを付さない。

よって、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本事件における登録商標は大別して2種類あり、その1は「LIGHTING SOLUTION」の欧文字語、その2は「LDR」「LDL」「LFR」「LFL」「LFV」「LDM」のイニシャル文字であるところ、被告標章1の中には同一の欧文字語が含まれて使用されているから、登録商標1に類似するものであり、権利侵害であると認定されたのに対し、被告標章2において使用されているイニシャル文字の態様は、数字を加えた商品の型式名として記載されているものと認定されたから、登録商標2と類似するものではないとして、権利侵害には当たらないと認定されたのである。

被告標章2についての使用態様は、平成8年の被告カタログ（乙2）、平成11年の被告カタログ（乙13）、平成15年16年の被告カタログ（乙15、甲

25) などにおいて明らかであるが、被告標章2が自他商品の識別力を有する標章といえるものか検討した結果、裁判所は、被告標章2は極めて多数の型式が存する被告商品の中の基本となる型式、発光色、寸法等を間違いなく発注、納品等し得るようにする型式名の一部として用いられていると解するのが相当であって、商品の出所を表示したり、顧客を吸引したりする機能は基本的に有しないと考えられる。」と認定したのである。

また、判決は、「被告標章2のうち最も古いものは、原告が本件商標2を出願する想到以前から現在まで約20年間にわたって使用されているものであり、被告に、原告が主張するような不正な意図があったと考えることは困難である。」と認定したのである。

その結果、裁判所は、被告標章2については、商標法26条1項6号の抗弁が成立するから、原告の請求には理由がないと判断したのである。

2. ところで、原告が被告標章1の使用について蒙った損害額の算定にあつては、本件登録商標1の登録後の平成23年9月1日から平成29年7月31日までの被告の売上げを算定する基盤とすることに争いはなかったから、裁判所は、「被告標章1の顧客吸引力の程度、被告標章1の使用態様を総合すると、被告標章1が被告の取引に影響した程度はゼロに近いというべきであるが、最低限商標権侵害をまぬがれるために支払うべき許諾料相当額は、不法行為及び不当利得に基づく請求のいずれの期間においても、算定の基礎となる被告の売上高の0.1%と認めることが相当であるから、その額は148万7377円となる。」と算定したのである。

しかしながら、なぜ1%ではなく0.1%が妥当なのかについての理由は何も開示されていないのである。

3. 差止めの必要性について、被告標章1については、主文のとおり判示しているが、当然であろう。

4. いずれにせよ、裁判所にあつては、困難な事件であつたと思う。


5. なお、判決で使用されている用語について指摘しておきたいことがある。それは、「顧客吸引力」である。かつて、私はある弁理士から尋ねられたことがある。「顧客吸引力という用語は、先生が最初に使用された言葉ですか?」と。私は、すぐに答えた。「その語源は英語の“attention getter”であり、わが国では米国内法に詳しい土井輝生教授が訳された用語ではないですか」と。私は土井先生が海外商事法務研究会が数十年前に、“インテレクショナル プロパティ”について10回にわたって毎週講義されていたときに、聴取したように思う。しかも、その講義は商標法ではなく、著作権法の分野に属する商品化権の中で、シリーズ漫画に登場するコミック・キャラクターを商品や役務について使用する法律問題について、米国の裁判例に詳しい土井先生からいろいろと教えられたのである。

[牛木 理一]

(別紙)

〔登録商標目録〕

1 登録商標 1

登録番号	第5424038号
登録商標	
出願日	平成23年1月27日
登録日	平成23年7月8日
商品及び役務の区分	第11類, 第41類等
指定商品及び役務	発光ダイオードを用いた照明器具等 (第11類), 光の当て方に関する技術又は知識の教授等 (第41類) 等

2 (1) 登録商標 2 の 1

登録番号	第4843550号
登録商標	「LDR」 (標準文字)
出願日	平成16年4月12日
登録日	平成17年3月4日
商品の区分	第11類
指定商品	発光ダイオードを用いた照明器具等

(2) 登録商標 2 の 2

登録番号	第4826334号
登録商標	「LDL」 (標準文字)
出願日	平成16年4月12日
登録日	平成16年12月17日
商品の区分	第11類
指定商品	発光ダイオードを用いた照明器具等

(3) 登録商標 2 の 3

登録番号	第4843551号
登録商標	「LFR」 (標準文字)
出願日	平成16年4月12日
登録日	平成17年3月4日
商品の区分	第11類
指定商品	発光ダイオードを用いた照明器具等

(4) 登録商標 2 の 4

登録番号 第4826335号
登録商標 「LFL」(標準文字)
出願日 平成16年4月12日
登録日 平成16年12月17日
商品の区分 第11類
指定商品 発光ダイオードを用いた照明器具等

(5) 登録商標 2 の 5

登録番号 第4826336号
登録商標 「LFV」(標準文字)
出願日 平成16年4月12日
登録日 平成16年12月17日
商品の区分 第11類
指定商品 発光ダイオードを用いた照明器具等

(6) 登録商標 2 の 6

登録番号 第4843552号
登録商標 「LDM」(標準文字)
出願日 平成16年4月12日
登録日 平成17年3月4日
商品の区分 第11類
指定商品 発光ダイオードを用いた照明器具等

(別紙)

〔被告標章目録1〕



[被告標章目錄2]

1-1-1	LDR-40	1-1-2	LDR-50
1-1-3	LDR-70	1-1-4	LDR-90
1-1-5	LDR-110	1-1-6	LDR-140
1-1-7	LDR-180	1-1-8	LDR-220
1-1-9	LDR-250	1-1-10	LDR-290
1-2-1	LDR-FA34	1-2-2	LDR-FA50
1-2-3	LDR-FA70	1-2-4	LDR-FA90
1-2-5	LDR-FA110	1-2-6	LDR-FA140
1-2-7	LDR-FA220	1-3-1	LDR-FH85
1-3-2	LDR-FH124	1-3-3	LDR-FH154
1-3-4	LDR-FH223	1-3-5	LDR-FH273
1-3-6	LDR-FH353	1-4-1	LDR-LA50
1-4-2	LDR-LA50B	1-4-3	LDR-LA74
1-4-4	LDR-LA100	1-4-5	LDR-LA120N
1-4-6	LDR-LA140	1-4-7	LDR-LA180
1-4-8	LDR-LA200	1-4-9	LDR-LA220
1-5-1	LDR-UA50	1-5-2	LDR-UA75
1-5-3	LDR-UA96	1-5-4	LDR-UA122
1-5-5	LDR-UA152	1-5-6	LDR-UA206
1-6-1	LDR-130RGB-T	1-6-2	LDR-120RGB
2-1-1-1	LDL-1212	2-1-1-2	LDL-2710
2-1-1-3	LDL-5009	2-1-1-4	LDL-10009
2-1-1-5	LDL-2515	2-1-1-6	LDL-4015
2-1-1-7	LDL-5015	2-1-1-8	LDL-6015
2-1-1-9	LDL-8415	2-1-1-10	LDL-10015
2-1-1-11	LDL-13215	2-1-1-12	LDL-20015
2-1-1-13	LDL-26015	2-1-1-14	LDL-30015
2-1-1-15	LDL-35015	2-1-1-16	LDL-40015
2-1-1-17	LDL-5027	2-1-1-18	LDL-7227
2-1-1-19	LDL-10027	2-1-1-20	LDL-14627
2-1-1-21	LDL-20027	2-1-1-22	LDL-30027
2-1-1-23	LDL-35627	2-1-1-24	LDL-40027
2-1-1-25	LDL-50027	2-1-1-26	LDL-60027
2-1-1-27	LDL-70027	2-1-1-28	LDL-10050
2-1-1-29	LDL-15050	2-1-1-30	LDL-20050
2-1-1-31	LDL-30050	2-1-1-32	LDL-40050
2-1-1-33	LDL-50050	2-1-1-34	LDL-60050

2-1-2-1	LDL-2525	2-1-2-2	LDL-5050
2-1-2-3	LDL-7075	2-1-2-4	LDL-7095
2-1-2-5	LDL-60120	2-1-2-6	LDL-60150
2-1-2-7	LDL-8080	2-1-2-8	LDL-C0812
2-1-2-9	LDL-C1012	2-1-2-10	LDL-C1212
2-1-2-11	LDL-C1018	2-1-2-12	LDL-C1022
2-1-2-13	LDL-C1030	2-1-2-14	LDL-C1060
2-1-2-15	LDL-C1434	2-1-2-16	LDL-C1515
2-1-2-17	LDL-C1521	2-1-2-18	LDL-C2020
2-1-2-19	LDL-C2030	2-1-2-20	LDL-C2426
2-1-2-21	LDL-C3030	2-1-2-22	LDL-C3050
2-2-1	LDL-S2710	2-2-2	LDL-S5015
2-2-3	LDL-S7227	2-2-4	LDL-S14627
3-1-1	LFR-100-2	3-1-2	LFR-130-2
3-1-3	LFR-150-2	3-1-4	LFR-200-2
3-2-1	LFR-LA100	3-2-2	LFR-LA140
3-2-3	LFR-LA180	3-2-4	LFR-LA200
4-1	LFL-SH35	4-2	LFL-SH51
4-3	LFL-SH78	4-4	LFL-SH99
5-1	LFV-20	5-2	LFV-40
5-3	LFV-50	5-4	LFV-70
5-5	LFV-100	5-6	LFV-130
5-7	LFV-180	5-8	LFV-230
5-9	LFV-5040	5-10	LFV-15050
5-11	LFV-15070	6	LDM-70RS-RGB

(別紙)

〔被告商品目録〕

商品名を下記とする発光ダイオードを用いた照明器具

記

【1-1 直接照射リング型 DR SERIES のうち発光色赤色の商品】

1-1-1	LDR-40	1-1-2	LDR-50
1-1-3	LDR-70	1-1-4	LDR-90
1-1-5	LDR-110	1-1-6	LDR-140
1-1-7	LDR-180	1-1-8	LDR-220
1-1-9	LDR-250	1-1-10	LDR-290

【1-2 直接照射フラットリング型 DR-FA SERIES のうち発光色赤色の商品】

1-2-1	LDR-FA34	1-2-2	LDR-FA50
1-2-3	LDR-FA70	1-2-4	LDR-FA90
1-2-5	LDR-FA110	1-2-6	LDR-FA140
1-2-7	LDR-FA220		

【1-3 ハイパワーフラットリング型 DR-FH SERIES のうち発光色赤色の商品】

1-3-1	LDR-FH85	1-3-2	LDR-FH124
1-3-3	LDR-FH154	1-3-4	LDR-FH223
1-3-5	LDR-FH273	1-3-6	LDR-FH353

【1-4 直接照射 ローアングルリング型 DR-LA SERIES のうち発光色赤色の商品】

1-4-1	LDR-LA50	1-4-2	LDR-LA50B
1-4-3	LDR-LA74	1-4-4	LDR-LA100
1-4-5	LDR-LA120N	1-4-6	LDR-LA140
1-4-7	LDR-LA180	1-4-8	LDR-LA200
1-4-9	LDR-LA220		

【1-5 水平照射リング型 DR-UA SERIES のうち発光色赤色の商品】

1-5-1	LDR-UA50	1-5-2	LDR-UA75
1-5-3	LDR-UA96	1-5-4	LDR-UA122
1-5-5	LDR-UA152	1-5-6	LDR-UA206

【1-6 3色混合シリーズ RGB SERIES 3色リング型】

1-6-1 LDR-130RGB-T
1-6-2 LDR-120RGB

【2-1-1 直接照射バー型 DL SERIES のうち発光色赤色の商品】

2-1-1-1	LDL-1212	2-1-1-2	LDL-2710
2-1-1-3	LDL-5009	2-1-1-4	LDL-10009
2-1-1-5	LDL-2515	2-1-1-6	LDL-4015
2-1-1-7	LDL-5015	2-1-1-8	LDL-6015
2-1-1-9	LDL-8415	2-1-1-10	LDL-10015
2-1-1-11	LDL-13215	2-1-1-12	LDL-20015
2-1-1-13	LDL-26015	2-1-1-14	LDL-30015
2-1-1-15	LDL-35015	2-1-1-16	LDL-40015
2-1-1-17	LDL-5027	2-1-1-18	LDL-7227
2-1-1-19	LDL-10027	2-1-1-20	LDL-14627
2-1-1-21	LDL-20027	2-1-1-22	LDL-30027
2-1-1-23	LDL-35627	2-1-1-24	LDL-40027
2-1-1-25	LDL-50027	2-1-1-26	LDL-60027
2-1-1-27	LDL-70027	2-1-1-28	LDL-10050
2-1-1-29	LDL-15050	2-1-1-30	LDL-20050
2-1-1-31	LDL-30050	2-1-1-32	LDL-40050
2-1-1-33	LDL-50050	2-1-1-34	LDL-60050

【2-1-2 直接照射スクエア型 DL SERIES のうち発光色赤色の商品】

2-1-2-1	LDL-2525	2-1-2-2	LDL-5050
2-1-2-3	LDL-7075	2-1-2-4	LDL-7095
2-1-2-5	LDL-60120	2-1-2-6	LDL-60150
2-1-2-7	LDL-8080	2-1-2-8	LDL-C0812
2-1-2-9	LDL-C1012	2-1-2-10	LDL-C1212
2-1-2-11	LDL-C1018	2-1-2-12	LDL-C1022
2-1-2-13	LDL-C1030	2-1-2-14	LDL-C1060
2-1-2-15	LDL-C1434	2-1-2-16	LDL-C1515
2-1-2-17	LDL-C1521	2-1-2-18	LDL-C2020
2-1-2-19	LDL-C2030	2-1-2-20	LDL-C2426
2-1-2-21	LDL-C3030	2-1-2-22	LDL-C3050

【2-2 角形斜光照射型 DL-S SERIES のうち発光色赤色の商品】

2-2-1	LDL-S2710	2-2-2	LDL-S5015
2-2-3	LDL-S7227	2-2-4	LDL-S14627

【3-1 無影フラットリング型 FR SERIES のうち発光色赤色の商品】

3-1-1	LFR-100-2
3-1-2	LFR-130-2
3-1-3	LFR-150-2
3-1-4	LFR-200-2

【3-2 無影ローアングルリング型 FR-LA SERIES のうち発光色赤色の商品】

3-2-1	LFR-LA100
3-2-2	LFR-LA140
3-2-3	LFR-LA180
3-2-4	LFR-LA200

【4 無影角形照射型 FL-SH SERIES のうち発光色赤色の商品】

4-1	LFL-SH35
4-2	LFL-SH51
4-3	LFL-SH78
4-4	LFL-SH99

【5 同軸落射型 FV SERIES のうち発光色赤色の商品】

5-1	LFV-20
5-2	LFV-40
5-3	LFV-50
5-4	LFV-70
5-5	LFV-100
5-6	LFV-130
5-7	LFV-180
5-8	LFV-230
5-9	LFV-5040
5-10	LFV-15050
5-11	LFV-15070

【6 3色混合シリーズ RGB SERIES 3色ドーム型】

6	LDM-70RS-RGB
---	--------------